

美波町 支援制度一覧 令和5年度 ver.

住居に関すること

① 住宅建築資金借入利子補給金

自己が居住するため資金の融資を受けて住宅を建築又は増改築した場合、支給するもの。

※対象者：満20歳から45歳未満の住民 又は 1年以内に転入者となった者

※支給額：支払い利子額の2分の1。上限10万円。10年を限度。

② 定住促進補助金

自己が居住することを目的に既存の家屋を借り受け、又は購入して行う増改築工事に対して支給。

※対象者：65歳未満の新たに住民となることを希望する者

すでに住民となっている満20歳以上45歳未満の者

※補助額：増改築費用の3分の2以下。200万円を上限。

※5年以上活用又は居住すること

※事業後において居住地の町内会に加入していること

③ 高齢者等定住支援補助金

高齢者（満65歳以上住民）の居住継続のための増改築、改造工事に対して支給する。

※改造：玄関スロープ、トイレ、風呂、台所等のバリアフリー化のために行う工事

（手すり設置のみの工事は除く。）

※補助額：増改築・改造費用の範囲で10万円を上限。

※他の制度との重複受給は不可。（例：介護保険等）

< ①～③に関するお問い合わせは…政策推進課（0884-77-3616）まで >

移住に関すること

① 結婚祝金

夫婦が婚姻し、ともに住民になった場合、夫婦につき3万円を支給。

※対象者：夫もしくは妻のいずれかが過去に結婚祝金の支給を受けていない者。

婚姻後3月以内に夫婦ともに住民になった者。

< ①に関するお問い合わせは…政策推進課（0884-77-3616）まで >